

電気供給業を行う法人の法人事業税の申告等について

電気供給業を行う法人は、収入金額を課税標準とする収入割の申告が必要です。

※ 電気事業法に規定する電気事業者であるか否かにかかわらず、現に電気を供給している、という実態がある場合には、収入割の申告が必要となります。

【課税標準となる収入金額（概要）】

課税標準となる
収入金額

=

収入すべき
金額の総額^{*1}

-

控除すべき
金額^{*2}

※1 原則として電気供給業の事業収入に係るすべての収入を含みます（詳しくは裏面参照）

※2 地方税法又は同法施行令で規定された金額のほか、営業外収益及び特別利益として処理されるべき金額。ただし、電気供給業本来の収入（売電収入等）は控除しないでください（詳しくは裏面参照）

【電気供給業以外の事業を併せて行う場合】

＜原則＞ 電気供給業に係るもの（収入割）とその他の事業に係るもの（所得割等）とを区分計算を行った上で申告いただきます。

※ 区分計算は、「**電気供給業の収入金額等に関する計算書**」により行ってください。

なお、それぞれの事業について、独立して会計処理を行っているなど、各事業の益金・損金の算出が容易な場合には、この限りではありません。

＜例外＞ 主たる事業に比較して、従たる事業が社会通念上独立した事業部門とは認められない程度の軽微なものである場合は、従たる事業を主たる事業のうちに含めて、主たる事業に対する課税方式によって申告できます。

※ この場合において従たる事業のうち「軽微なもの」の判定は、一般に、「当該事業の売上金額が主たる事業の売上金額の1割程度以下であり」、かつ、「事業の経営規模の比較において他の同種類の事業と権衡を失しない」ものとされています。

【添付書類】

一般的な法人が申告書に添付する書類以外に、次の書類の添付が必要です。

① 収入金額に関する計算書（第6号様式別表6）→ ※下記④を添付する場合、当該①の

② 法人税法施行規則様式別表4、同別表5(2) 添付に代えることができます

③ 貸借対照表及び損益計算書

④（他の事業を併せて行って、課税標準額の区分計算が必要な場合）

電気供給業の収入金額等に関する計算書

※ 他の方法で区分計算をしている場合は、その内容が分かる書類

【お願い】 申告事業年度において、以下の場合には所得金額に対する課税となるため、収入金額に対する課税とはなりません。状況を確認させていただくため、**それぞれ次の書類と損益計算書を申告書に添付してください（別紙参照）**。お手数をおかけしますが、御協力をお願いします。

◎電気供給業を開始していない場合

・上記①収入金額に関する計算書に「電気供給業に係る収入金額 0円」と記載したもの

◎主たる事業が電気供給業以外の事業で、上記例外規定により、従たる事業の電気供給業を含めて主たる事業に対する課税方式(所得金課税)によって申告する場合

・上記①収入金額に関する計算書に「主たる事業に係る売上金額」と「電気供給業に係る売上金額」を記載したもの

詳しくは、申告先行政県税事務所又は群馬県総務部税務課へお問い合わせください。

【収入すべき金額の総額（表面※1）】

各事業年度において収入することが確定した金額で、その事業年度の収入として経理されるべきその事業年度に対応する収入をいいます。

- ※ 収入金額に係る法人税別表4の加減算額も含めます。
- ※ 消費税及び地方消費税の金額は、電気供給業の課税標準となる収入金額には含めません。
- ※ 貸倒れが生じたとき又は値引きが行われたときは、その貸倒れとなった金額又は値引きされた金額をその貸倒れの生じた日又は値引きが行われた日の属する事業年度の収入金額から控除します。
- ※ 自ら電源開発等の事業を行うため建設仮勘定を設け、これを別個に経理している場合において、当該建設仮勘定に供給した電力に係る収入金額はいわゆる自家消費であることにかんがみ収入金額には含めません。
- ※ 電気の需用者等の注文により電気供給業に関連する施設の工事を行う場合、その工事を行う事業は所得等課税事業となりますので、上記収入金額には含めません。

【控除すべき金額（表面※2）】

＜地方税法の規定によるもの＞

- ・ 国又は地方団体から受けるべき補助金
- ・ 固定資産の売却による収入金額
- ・ 託送供給に係る料金（収入割の申告をすべき他の電気供給業を行う法人に支払うべき金額に限る）

＜地方税法施行令の規定によるもの＞

- ・ 保険金
- ・ 有価証券の売却に因る収入金額
- ・ 不用品の売却に因る収入金額
- ・ 受取利息及び受取配当金
- ・ 事業に必要な施設を設けるため、電気の需要者等から収納する金額
- ・ 収入割の申告をすべき他の電気供給業を行う法人から電気の供給を受けて供給を行う場合の当該供給を受けた電気に係る収入金額のうち当該他の法人から供給を受けた電気の料金として当該法人が支払うべき金額に相当する収入金額
- ・ 電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法第16条の賦課金
- ・ 上記の他、総務大臣が指定したもの
（告示：「損害賠償金」、「投資信託に係る収益分配金」、「株式手数料」、「社宅貸付料」など）

※ 上記の法令等で規定された金額のほか、原則として営業外収益及び特別利益で会計処理されるべき金額になります（これらの収入金額に係る法人税別表4の加減算も含みます）。

ただし、電気供給業本来の収入（例：売電収入等）は含めないでください。

【電気供給業の課税標準とすべき収入金額】

原則として、「電気事業会計規則による収入」（電気事業会計規則の適用がない場合には、これに準ずる方法により計算した収入）とし、定額電灯、従量電灯、大口電灯及びその他の電灯に係る電灯料収入、業務用電力、小口電力、大口電力、その他の電力及び他の電気事業者への供給料金に係る電力料収入（新エネルギー等電気相当量（電気事業者による新エネルギー等の利用に関する特別措置法施行規則（平成14年経済産業省令第119号）第1条第2項に規定する新エネルギー等電気相当量をいう。4の9の6において同じ。）に係るものを含む。）、遅収加算料金、せん用料金、電球引換料、配線貸付料、諸機器貸付料及び受託運転収入、諸工料、水力又はかんがい用水販売代等の供給雑益に係る収入及び設備貸付料収入並びに事業税相当分の加算料金等、原則として電気供給業の事業収入に係るすべての収入を含みます。